

平成24年第5回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年8月28日（火曜日）

議 事 日 程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定の件

第 3 議案第 85号 町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）請負契約の
締結について

第 4 四万十町農業委員会委員の推薦について

第 5 陳情第24-12号 「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議につ
いて

第 6 陳情第24-16号 「伊方原発の再稼働に反対する意見書」採択の陳情書

第 7 陳情第24-18号 伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情書

追加第 1 発議第3号 伊方原発の再稼働を行わないことの求める意見書

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程追加第1まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（19名）

2番	榎 野 章 君	3番	田 邊 哲 夫 君
4番	岩 井 優之介 君	5番	中 屋 康 君
6番	津 野 吉 得 君	7番	山 上 利 嗣 君
8番	緒 方 正 綱 君	9番	橋 本 保 君
10番	堀 本 伸 一 君	11番	林 健 三 君
12番	山 岡 義 正 君	13番	吉 村 アツ子 君
14番	下 元 真 之 君	15番	下 元 昇 君
16番	森 健 吉 君	17番	酒 井 祥 成 君
18番	竹 内 常 喜 君	19番	岡 峯 久 雄 君
20番	宮 地 章 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員 (0 名)

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
政策監 (医師確保) 兼十和大正診療所事務長	左 脇 淳 君	会 計 管 理 者	林 正 憲 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	森 武 士 君
商工観光課長	宮 地 正 人 君	管財契約課長	仲 治 幸 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	市 川 敏 英 君
上下水道課副課長	山 本 安 弘 君	教 育 長	宮 崎 勲 君
教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君	生涯学習課長	野 村 和 弘 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君
<u>大正総合支所</u>			
支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	産 業 建 設 課 長	下 藤 広 美 君
<u>十和総合支所</u>			
支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
書 記	津 野 寛 子 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前9時30分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成24年第5回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により9番橋本保君及び12番山岡義正君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、昨日議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

昨日の議会運営委員会の決定によりまして、本日の臨時議会は本日1日のみと決定しております。

以上、報告します。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

平成24年第5回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第5回臨時会は本日1日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 議案第85号町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、おはようございます。

大変天候不順が続いておりまして、農作物への影響も心配をされるところでございます。一日も早い天気の回復を願うところでございます。

それでは、議案第 85 号町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

町道大奈路中津川線につきましては、大正大奈路地区から大正中津川地区を結ぶ 1 級の幹線町道で、地域唯一の生活道でございまして、終点の森ヶ内集落にはふるさと林道松原中津川線がございまして、本町と梶原町を結ぶ重要な循環道路で、国道 439 号の迂回路としても利用されているところでございます。

工事の箇所は大正大奈路から約 5 km 上流にございます中津川トンネルの下流側でございまして、地形が急峻で現道の拡幅が困難な区間がございましてことから、対岸を通るバイパス的な整備を計画し、平成 15 年度から国土交通省の地方道路交付金事業により工事に着手をしておりますものでございます。

本年度の工事の内容といたしましては、橋梁上部工の製作・架設の工事、床板工事等を予定しておりまして、本議案に係る橋梁上部工事はバイパスの区間から現道へ接続をする橋梁の上部工の製作及び架設工事でございます。

事業内容といたしましては、単純合成鉄げた橋という鋼製の橋梁を工場で製作した後、工事場所へ搬入をし、架設をするもので、橋の長さは 45.5 m、橋の総質量は 98.8 t というふうになっております。

工事の入札状況でございますが、7 月 31 日の指名審査会にて入札の方法及び参加資格者の確認をし、8 社による指名競争入札にて行うことに決定をいたしました。

翌 8 月 1 日に指名通知を行いまして、8 月 16 日に指名競争入札に付しました結果、株式会社鉄建ブリッジが 7,900 万円をもって落札をしたところでございます。この落札価格に 5% の消費税額及び地方消費税 395 万円を加えました 8,295 万円で本工事の請負契約を締結しようとするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより議案第 85 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 85 号町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第 85 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 4 四万十町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は 4 人です。

推薦の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、農業委員の推薦は議長において指名することに決定いたしました。

農業委員に四万十町下津井 129 番地 1、浜渦すなお君。四万十町茅吹手 137 番地、山脇文男君。四万十町藤ノ川 240 番地、中内三恵子君。四万十町窪川 1116 番地、西本茂子君を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員４人はただいま指名をいたしました浜渦すなお君、山脇文男君、中内三恵子君、西本茂子君を四万十町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第５ 陳情第２４－１２号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議について、日程第６ 陳情第２４－１６号「伊方原発の再稼働に反対する意見書」採択の陳情書、日程第７ 陳情第２４－１８号伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情書、以上陳情３議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） それでは、陳情の審査報告をいたしたいと思います。

平成２４年８月２８日。四万十町議会議長宮地章一様。

総務常任委員長橋本保。

陳情審査報告書。

なお、本議案については、３件の陳情が同じ趣旨のものでありますので、一括して審議をいたしましたので、併せて報告をしておきたいというふうに思います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をしておりますので、会議規則第９４条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第２４－１２号。付託年月日、平成２４年６月１３日。

件名、「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議について。

審査の結果、採択です。賛成多数であります。

受理番号、陳情第２４－１６号。付託年月日、平成２４年６月１３日。

件名、「伊方原発の再稼働に反対する意見書」採択の陳情書。

審査の結果、採択です。賛成多数であります。

受理番号、陳情第２４－１８号。付託年月日、平成２４年６月１３日。

件名、伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情書。

審査の結果、採択です。賛成多数であります。

委員会の審査の経過報告をいたします。

陳情 24-12 号、陳情 24-16 号、陳情 24-18 号について、一括審査をしております。

件名、「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議、「伊方原発の再稼働に反対する意見書」採択の陳情書、伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情書。

現地調査なし。委員会室、全員の出席のもとに審査をしております。

委員の意見といたしましてはいろいろあったわけですが、主立った意見としてここへ書いておりますが、少し読み上げてみたいと思います。

「再稼働に反対すれば日本経済が立ち行かなくなるのではないか。再稼働しながら脱原発に向かうのがいい」。「再稼働に反対すれば一般家庭の電気料にはね返り、町民負担が大きいのではないか」。あるいは「国策として原発の恩恵を受けている。再稼働に反対すればそのしわ寄せがほかに行く。四万十町だけのことを考えるべきではない」、こういった意見でありました。

続いて、「原発の安全神話は崩れた。福島の実情を認識すべきである」というご意見。そして、「7・8月の電気需要に供給は十分足りているので再稼働の必要はない」。それから、「国の政策は国が考えることで、地方議会は町民の代表として最も安心で安全な政策を考えるべきである」。「最終的には町民の命の問題になる。将来に向け、子どもたちを危険にさらすことのないようにすることが重要である」。こういったさまざまな賛否両論の意見が協議をされたわけであります。

こういった中で、今回の陳情については先ほど述べました意見が出てきたわけでありますが、やはり町民の命を大事にすることが必要なのか、あるいは、日本経済を優先させることが必要なのか。そういった観点から最終的には議論になったというふうに思っております。

そういった中で採決をした結果、伊方原発の再稼働に反対者 3 人、それから再稼働賛成に 3 人という、可否同数となったわけであります。可否同数の場合は委員長裁決ということですので、委員長は再稼働反対ということで、4 対 3 ということで採択に決定をしたところであります。

審査の結果は採択。賛成多数であります。

反対意見がありまして、少数意見の留保があります。少数意見の留保がありますので、これを併せて読み上げていきたいというふうに思います。

平成24年8月21日。四万十町議会議長宮地章一様。

総務常任委員会委員、下元昇。賛成者、山岡義正。下元真之。

少数意見報告書。

平成24年8月20日の委員会において留保した少数意見を、次のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告をいたします。

付議事件。

陳情第24-12号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議について。陳情第24-16号「伊方原発の再稼働に反対する意見書」採択の陳情書。陳情第24-18号伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情書。

意見の要旨であります。1つには、原発は国がエネルギー政策として進めてきた事業であるので、再稼働も国の判断と責任で行うべきであり、一地方議会で決めるべき案件ではない。

2つ目であります。日本のエネルギー資源はわずか4%しかない現状から、外国の状況次第で輸入資源の急激な高騰も予想され、次世代の再生可能な代替エネルギーが確保できるまでは、電気料金と安定供給のために、ある一定原発の稼働が必要ではないか。

3つ目として、燃料費が増え電力会社が大幅な赤字になっており、このまま電気料金の値上げは必至で、一般家庭や企業の負担が増えることが予想され、消費や経済への影響が大きく、企業の空洞化等に伴い、さらなる雇用の喪失にもつながるのではないか。

4つ目であります。四国電力は石油や液化天然ガスへの転換ができない休止中の古い火力発電所を再稼働させており、燃料となる石炭によるCO<sub>2</sub>の発生量が増え、環境への悪影響が大きくなると思われる。

以上のような少数意見が提出をされております。

こういった少数意見も踏まえて、当委員会が判断をした結果、採択ということであります。

以上、報告を終わります。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

次に、この陳情案件については、15番下元昇君から会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

お諮りします。

この陳情案件についての少数意見の報告は会議規則第41条第3項の規定によって省略

することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、少数意見の報告は省略することにいたしました。

これより、総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 委員長、長い審議どうもありがとうございました。

そこで、私、3点ほどお聞きをいたしますが、この中で再稼働反対の立場の方々の意見として、1つは今後の代替エネルギーがどのようなエネルギーがあって、それが具体的に、いつごろこれが現実問題として判断できるのかというのが1点。これについての議論があったら教えてください。

それから、代替エネルギーの、発電での電気料見通し、こういうものはどういう議論になったのか、少しお聞きをしたいと思います。

3点目は、電気の安定供給に関しては、やっぱりバックアップ体制がないと24時間安定して電気を送れないと。そういうことに対してどういうことが議論されたのか。この3点についてお聞きをいたします。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） お答えをいたします。

まず第1点目であります、どのようなエネルギーがあって、エネルギー源の確保はどうなっているのかという内容だったと思いますが、エネルギーについては基本的には国が考えるべき事項であるというふうに捉えておりますけれども、太陽光発電あるいは風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱を利用した発電などが今の時点では考えられるというふうに思っております。

ただ、どれをとっても一長一短あるのではないかというふうに思っております。そういう中で、やはり長期的に国がこの政策については考えるべきで、一地方議会において、これを議論する中身ではないのではないかなというふうな意見があったというふうに思っております。

それから、代替エネルギー発電の電気料の見通しについてでありますけれども、今後考

えられるのは、やはり火力発電がやっぱり主流になってくるのではないかなというふうに、今の私どもの知識の中では考えられるわけであります。そういった中で、あるいは石油、あるいは石炭、そういったものが高騰することも当然出てくるのではないかなというふうに予想をされます。そういう中では、電気料金にはね上がってくることも必至ではないかなというふうに思っております。

ただ、その中にあって、電気料金の見通しについてはそういう状況の中で、やはり四万十町としては風力、あるいは水力、太陽光発電、こういったものが、取組が急務になってくるのではないかなというふうに捉えております。

それから、電気の安定供給のためにバックアップ体制をどのようにしていくのかということであります。やはり私たちのできることは節電ではないかなというふうに考えております。併せて、四万十町の後期の振興計画の中にありますように、自然エネルギーの活用をやはりしていかななくてはならないということであります。先ほども言いましたように、やはり水力とか太陽光、あるいは風力、そういったものへの推進を執行部のほうに併せてやっていただく。そういうことをやっぱり強く求めていく。そういうことがバックアップ体制になっていくのではないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 今の報告は報告で受けとめましたけども、私の個人的な思いというのも非常にあります。しかし後で、討論で私の考え方を述べていきたいと思しますので、先ほどの答弁はそれでよろしいです。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第24－12号について討論を行います。

討論はありませんか。

委員長報告が可決で、少数意見のあるとき、原案賛成者のほうから討論を許可します。

（「反対や」と呼ぶ者あり）

通常とは逆です。今、読み上げましたように、委員長報告が可決をされまして、少数意見のあるときは原案賛成者のほうから討論を行います。これは議事次第書、あるいは議員必携にも書かれておりますので、そのように行います。

岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君）　こんにちは。

今回の「伊方原発再稼働を行わないことを求める陳情書」に賛成する立場で討論に参加いたします。

今、原発再稼働に反対の大きな熱気が首相官邸を包んでいます。６月２９日には約２０万人が参加しました。国会の事故調査委員会は、「事故は自然災害ではなく人災である」という報告書を提出しました。

福島原発事故は今も進行中です。今も数十万の人が避難生活を余儀なくされ、すべての産業が壊滅打撃を受け、今後何十年続くかわかりません。国会も政府も東京電力など電力業界も、報告書や現状を重く受けとめる必要があります。事故は津波などで予想されたにもかかわらず、何らの対策もとらずに政府や保安委員や原子力安全委員会も放置してきたことにあることを明らかにしています。それは、規制される側の東京電力が逆に規制する側の政府や保安委員を骨抜きにし、逆転関係にあったと指摘したのは重大です。

また、報告書は事故の直接原因についても、地震による配管などの破壊の可能性も指摘し、真の原因はいまだに解明されていません。住民への支援も重大になっています。

このような中で愛媛県議会には再稼働しないしてほしいという請願や陳情が、１４０本を超えて提出されています。また、政府の公聴会でも無作為に選んだものから、公聴会に参加を希望した人からのアンケートでは「原発ゼロ」と答えた人が９０％に達しています。議会に陳情された意見書は地域住民の声として政府へ働きかけるもので、それ以上それ以下でもありません。今日の情勢のもとでこの陳情を国に上げることは、地域住民の命と暮らしの守り手である地方議会の当然の責務ではないでしょうか。

少数意見の報告がありましたけれども、それに若干お答えいたします。

一地方議会で決める案件ではないという指摘についてですけれども、原発の将来のあり方で、政府でも公聴会を開き、国民の意見を聞こうとしているのではありませんか。国策だから国に再稼働しないでと陳情するもので、地方議会でエネルギー政策を決定できないのは当然です。国政の場でエネルギー政策を今転換しなければ永久に変わりません。そういう岐路に私たちは立っています。

２番目にエネルギー資源についてですが、国産核燃料サイクルは再処理と高速増殖炉がかぎです。現在は、これは破綻しております。もんじゅと六ヶ所村の再生工場もとまっています。建設費用も六ヶ所村では２兆円に膨らんでいます。

四国ではこの10年間、需要に対して原発以外の発電量で十分賄えてきました。しかも、四国外に50万kw融通してきています。当分は節電や低エネルギー社会への移行と合わせれば十分賄われます。自然エネルギーである風力、水力、太陽光発電は大きな可能性を持っています。

昨日のニュースでシェールガスについて報道されていました。シェールガスは従来の地層と違うところからとれる天然ガスで、世界的にも分布されています。天然ガスの高騰は抑制されるはずですが。

3番目の原発はコストが安いと言われます。安全神話と同じく、原子力が安いのは神話です。今回の事故で生じる数兆円の賠償金、巨大地震・津波対策など抜本的対策で莫大な費用、使用済み核燃料の処理方法もいまだにありません。

猛毒の放射能であるストロンチウムですが、半減するのに2万年以上もかかります。コストの計算は成り立ちません。実は、国のヒアリングで立命館大学大島堅一教授は、1970年度に原発の創業運転を開始されたときから2007年度までにかかった実際のコストに基づいて発電原価を計算した結果、原子力のコストが水力、火力よりも高くなっていることを明らかにしています。自然エネルギーは新たな産業、雇用を生み出すと民主党の幹部もおっしゃっています。

4、伊方原発を稼働しないと古い火力発電でCO<sub>2</sub>が増え、環境の悪影響を心配していますが、四国電力坂田発電所はコンバインドサイクル発電方式で1号基から4号基運転しています。約145万kwの発電です。コンバインドサイクルは排気ガスの再燃焼型と廃熱回収型などがあって、液化ガスの排気を再利用するもので、熱効率が高く、CO<sub>2</sub>の大幅な削減ができます。石炭の火力発電所もこの方式の組み合わせ等ができ、大幅に改善できる技術が完成されております。

大島教授は原発は、CO<sub>2</sub>が少ないと言われていますが、そうではないという報告をされておりまして、世界的な、国際的な論点にもなっています。ライフサイクル、つまり原発の全過程で発生するCO<sub>2</sub>の合計は高いと分析しています。原発に未来はありません。原発だけではなく、エネルギー問題全体が国策です。原発から早く脱却するほど転換が早く進むはずですが。この陳情はそういう大きな意味を持っています。議員皆さんの賢明なご判断をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（宮地章一君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） それでは反対討論を行います。

伊方原発再稼働反対の陳情に対する私の反対討論でございます。

伊方原発再稼働反対の陳情に対し、総務委員会は4対3の割合で厳しい結論を出したと思います。また、委員会の採決に対し、命が大切か、日本経済が大切か、活動が大切かという条件設定の中で賛否を確認したとの委員長報告がございました。この前提条件には少し私は疑問が残ります。全国的に原発の廃止や終結については国レベル、県レベル、市町村レベルでもさまざまな議論が出ております。さらに民間団体による再稼働反対の運動や声も高まっております。そういう中で私も将来的には原発を廃止することは大変必要だと認識はいたしております。

さて、伊方原発は国がエネルギー政策として進めてきた国策であり、最終的には国の判断に基づき決めるべきだと思います。原発の今後のあり方については、再稼働反対の声が高まっています。しかしながら、現在の国民生活や企業活動に必要な電力量の確保のための代替エネルギーに対する明確な内容の議論ではないように思います。例えば、代替エネルギーにはどのようなエネルギー源がいつごろ確実に確保できるかという見通しが国からも明確に発信されておられません。また、代替エネルギー発電での電気料の見通しは一般家庭において1か月当たり4,000円から1万円程度の値上げが必要ではないかと、これも情報としてはありますけれども、この点についても明確ではありません。

さらに、電気の安定供給については、例えば太陽光発電の夜間や雨天の際の供給体制、また水力発電の渇水期の安定発電の確保、また風力発電においても24時間一定発電の困難さを保護する等の、そしてまた、先ほど委員長には質問しましたが、供給の安定化を図るために、やはり電気量のばらつきがないように電源のバックアップ体制については、例えば現在蓄電池構想も論議されているようですが、具体策は今のところありません。これでは国民生活にも企業活動にも混乱が生じると思います。

さらに、電力会社での雇用も含め、伊方原発地域はもとより、地域経済は全国的に見ても相当の打撃であります。上記のような、原子力発電から代替エネルギーでの発電に関しては早急に判断をすべきではなく、全体の安定的な国の指針が出てから再稼働廃止を求めたほうが、国民生活に混乱を生じさせないためには必要ではないかと思います。私も決して再稼働を容認するということではなく、代替エネルギー政策の国の正確な見通しと並行して判断すべきであると考えます。

なお、今夏の電気需要は十分足りているという意見もありますが、いつ異常気象や、現

在関西地方の電気会社等の企業が一時的な不況により電力消費の減退や、また、現在進行中の東北の復興による電気需要も現状では判断はできませんけれども、必ず電気需要が起こればと考えます。さらに将来われわれの四国島内でも企業活動が進展するということも含め、今後の電気量供給計画は慎重かつ正確な見通しをしなければならないと思います。

以上の点から今回の陳情案件については、思いは理解しつつも反対をいたしますが、早く国のエネルギー政策が確定し、原子力発電の廃止をしても代替エネルギー電力が十分賄えるという日本が一日も早く来ることを願ひまして、私の反対討論といたします。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 私は伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

まず、委員会委員長の当を得た判断に対して敬意を表したいと思います。

本文に入りますが、日本は唯一の被爆国であり、戦後66年を経過いたしますが、広島、長崎においては被爆された方々、また、後遺症に苦しんでいる現実から目を背けることはできません。地方議会は意思決定をすることに何の不備もなく、堂々と四万十町議会としての意見を国・県に対して述べるべきであります。

合併前、旧窪川町では原発誘致問題で町を二分するほど議論をされたようであります。旧窪川町の賢明な判断により誘致を断念した経過もあります。このことは議員の皆様も十分ご承知であると思います。経済優先のみではないことを選択されました。

「福島県では放射能で死亡した人はいない」などと発言をされた人がいると新聞で見ましたが、他人の発言に怒りを覚えた一人であります。今回の福島で起きたメルトダウンが万一4基全部に及んでいたら経済活動どころか、水、食料はもとより日本人の住む場所はなくなっていたと思われます。現に震災から1年半も経過したにもかかわらず、住みなれたふるさとを追われ、家族とも別れ別れの生活を余儀なくされている現状を目の当たりにすると、「一日も早く復興されることを望みます」の言葉だけしか言えないのが現実であります。

安全の神話が大きく揺らぎ、自然の力は想像を絶するものであることが証明されました。今後、必ず起こると予想される東海・東南海地震による対策に万全はないというふうに思います。国は一日も早く代替自然エネルギーの促進に向けた取組を国民に示し、新たな産業の振興と雇用の促進に資する転換期が到来したと思います。四万十町の安全、ひい

ては環境にやさしい自然豊かな四国の発展のためにも伊方原発の再稼働は行うべきでないと考えます。議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

下元真之君。

○14番（下元真之君） 私は今回の3つの陳情、伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情など3つの陳情について反対の立場で討論をさせていただきます。

この問題の根本は私たちの住む日本にはエネルギー資源がわずか4%しかなく、このエネルギー問題をどう解決するのかということが大本だというふうに考えております。私たちが毎日便利に利用させていただいているエネルギーのもと、そのほとんど90%以上を外国からの輸入に頼っている現状だということでもあります。

私は決して積極的に原発を稼働せよという立場ではありませんが、このエネルギー問題はあくまでも国全体の問題、国全体の枠の中で考える問題であり、国民の一人として、自給率4%しかない国全体のエネルギー政策、エネルギー問題について考えていくということとは大切なことだというふうに考えているということでもあります。

国も今回の福島原発の重大事故を受け、エネルギー政策の大失敗をしているわけですので、かなり高いハードルを設け、さまざまな面から、また専門の立場から検討をし、慎重な対応をしていかざるを得ないというふうに思います。そういった意味も含めて国がこのエネルギー政策の問題でにっちもさっちもいかなかったということのないようにしなくてはならない。私は現在のこの原発再稼働の問題について、専門の立場の方々が慎重に検討しながら、時間をかけて減らしていこうとする国策を見守る立場に立たせていただきます。

以上のようなことから、今回の陳情には反対の立場をとらせていただきます。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 私は陳情第24-12号、24-16号、24-18号伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見決議に賛成の立場で討論に参加したいというふうに思ってます。

る賛成、反対の同僚議員から討論がございました。私は日本の原発の歴史を振り返ってみたいと思ってます。

1968年、中曽根康弘内閣のもとで日本に原発が誘致をされました。およそ半世紀が

経とうと今している状況にあって、68年以降54基の原発が日本全国に設置をされました。ご承知のとおりです。そういった中で日本経済が大きく発展をし、また、原発によって国民も多く利益を与えていただきました。

そういった中で昨年3月11日、福島原発事故が発生をいたしました。いかに自然の脅威、猛威というあの津波で、テレビを、目の当たりにあの現状を見たときに、多くの皆様が犠牲になりました。そういった中で、あの原発の水素爆発が起こり、世界にまで放射能が飛散をされた現状を見るにつけ、多くの日本国民は原発そのもののあり方を捉えてきたと思っています。

そういった中で、岩井議員からもありましたように、今全国の地方から、また官邸前、毎週金曜日、多くの素朴な国民がデモを行いながら、首相に「原発再稼働を許すな」と大きな声を上げていることがようやく最近マスコミも報道せざるを得ない状況になっていたことはご承知のとおりであります。すなわち、原発がいかに事故が起これば恐ろしいものであるかというのは先ほども言いましたように、酒井議員からもあったように、日本だけが原爆投下された国であり、その事実が再度日本国民の中に浸透したのではないかというふうに思ってます。

また、「再稼働やむなし」という声の中には今後の電力供給がどうなのかと、私自身も不安な要素は抱えているわけですが、ようやく今年の夏がほぼ終わろうとしています。そういった中で四国電力の発電の供給がどうであったのか、毎日夕方のテレビしか見てませんが、放送されます。今日の需給バランスはどうなのかいうのを私も関心を持って見てみました。恐らく8月でも85%から87%の需給率、すなわち10数%は今四国電力管内では十分賄えるという実態の数値があらわれています。それが今の需給バランスではないかというふうに思ってます。そういった中で日本国民は原発再稼働を許さないという立場に立つならば、自分たちもしっかりと節電の取組も必要ではないかなというふうに思っています。

過日、梶原町で高幡の議員研修があつて、梶原町の再生エネルギーの取組も見てまいりました。現在、梶原町は自給率が25%の町です。それこそ地方からしっかりとエネルギー政策を取り組みながら、日本政府にそれを私は示すべきだと考えています。また、本町でも昨年から太陽光発電、またエコ給湯等に対する助成制度もとられておりまして、今朝ほど担当課長から資料もいただきましたが、22年度から今年度、およそ307件の四万十町の一般家庭が太陽光発電を設置していますし、しようとしています。一般家庭が8,7

00世帯ほどあるわけですが、今の本町の、その中のエネルギーが、自然エネルギーを4%今稼働してる実態もあるわけですので、やはり地方からしっかりと取組をしながら、しっかりと国が自然再生エネルギーの政策を打ち出すということが私は必要ではないかなというふうに思ってます。

一番今後心配されることは、野田総理は財政問題では必ずこういう言い方をしています。「後世に負担をかけてはならない」。だから消費税の増税はやむなしという立場でありますけれども、原発については、この問題については一切触れてません。私が一番恐れるのは高濃度の廃棄物の処理をどうするのかと。先ほど岩井議員からもあったけれども、中間施設はあるわけですが、最終処分場については今政府の考え方は地下、300m下に穴を掘って、そこに埋めるという計画です。しかし、過日専門家会議によってこの処分方法は見直せとしっかりと国に提言をされました。というのは、日本は地震大国です。幾ら300m下に埋めても、いかなる場合にあってもし決してそこが崩れないという保証はないということで最終処分の見直しまで提言をされました。先ほど岩井議員からもあったように、高濃度の廃棄物の放射線の中には2万年から3万年かけて半分に、半減する時間がそれくらい経つわけですので、いかに廃棄物の放射性物質が恐ろしいかというのは、これはご存知のとおりです。

そういった観点からもこのまま再稼働を許して、高濃度の廃棄物を、処分場も決まらないままに、後世に放射性物質を永劫残すことは相成らんという私の立場でございます。同僚議員の皆様方のご賛同をいただきますようお願い申し上げて、賛成討論を終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第24-12号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議についてを採決します。

お諮りします。

この陳情については委員長報告は採択です。

陳情第24-12号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議について委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。

賛成者、酒井祥成君、竹内常喜君、岡峯久雄君、森健吉君、吉村アツ子君、林健三君、堀本伸一君、橋本保君、田邊哲夫君、岩井優之介君、緒方正綱君、以上です。したがって、陳情第24-12号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に陳情第24-16号「伊方原発の再稼働に反対する意見書」採択の陳情書、陳情第24-18号伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情書について申し上げます。

既に同じ内容の陳情が採択とされておりますので、陳情第24-16号「伊方原発の再稼働に反対する意見書」採択の陳情書、陳情第24-18号伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情書は採択されたものとみなします。

休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま9番橋本保君ほか3名から発議第3号伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書が提出されました。その写しを配付しております。

お諮りします。

9番橋本保君から提出されました発議第3号伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書について急施事件と認め日程に追加し、日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書は急施事件と認め日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 追加日程第1 発議第3号伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

橋本保君。

○9番（橋本保君） それでは意見書の提出をいたします。

発議第3号。

平成24年8月28日。四万十町議会議長宮地章一様。

提出者、四万十町議会議員橋本保。賛成者、林健三、岩井優之介、堀本伸一であります。

伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書。

昨年3月11日に発生した東日本大震災を端緒とし、福島第一原発事故による放射性物質の放出で、海・地下への汚染が進み、その被害は甚大である。また、この事故によってさまざまな風評被害やデマが発生し、各方面に大きな影響を与えている。

政府における事故調査はまだその途上にあり、地震による影響がどの程度だったのかも不明のまま、大飯原発の再稼働を実施していることは許されない行為である。

電力業界による「今夏の電力が不足して困ることになる」、「停電が頻発する」などといった消費者に対するキャンペーンは、明確な根拠も示さないまま、なし崩し的に原発再稼働を認めさせようとするもので、私たちはどうも認めることはできない。

伊方原発の沖合には中央構造線が走っており、政府の地震調査会でも「佐多岬沖の活断層が動く可能性があり、その際にはマグニチュード8クラスの地震発生があり得る」ことを指摘するなど、伊方原発は南海連動地震等の危険性に直面している。

このほかにも、老朽化に伴う金属疲労・腐食や応力腐食割れ、中性子照射脆化・加圧衝撃による機器の脆弱性など、さまざまな危険性が指摘されているところである。

もし伊方原発で事故が起これば、高知県全体が放射能汚染地域となり、豊かな海の幸、山の幸の恩恵を享受できなくなることはもちろんのこと、生命の危機にさらされることになる。

以上のことにより、国におかれては伊方原発の再稼働を行わないよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年8月28日。高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣野田佳彦様、経済産業大臣枝野幸男様であります。

もう一通につきましては高知県知事あてであります。

内容については同じであります。下段の「以上のことにより」というところから読み

上げていきたいというふうに思います。

以上のことにより国に対して伊方原発の再稼働を行うことのないよう申し入れるとともに、四国電力に対しても再稼働を行わないことを求めるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年8月28日。高知県高岡郡四万十町議会。

高知県知事尾崎正直様。

以上の2件であります。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。

賛成者、酒井祥成君、竹内常喜君、岡峯久雄君、森健吉君、吉村アツ子君、林健三君、堀本伸一君、橋本保君、田邊哲夫君、岩井優之介君、緒方正綱君、以上11名です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第3号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第5回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員